

## 鹿児島県産品の販路拡大に関する連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と株式会社日立ハイテクネクサス（以下「乙」という。）は、水産物をはじめとする鹿児島県産品の販路拡大を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携して、それぞれの資源を有効活用した活動を推進することにより、水産物をはじめとする鹿児島県産品物流における鮮度保持及び高付加価値化による販路拡大を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して実施に向け取り組むものとする。

- (1) 県産品の鮮度保持に関すること
- (2) 輸送コスト及び環境負荷の低減に関すること
- (3) 県産品の販路拡大に関すること
- (4) その他、鹿児島県の地域の活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める事項に係る取組の一部を、乙の関係会社において実施することができる。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更等を行うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙いずれからも書面による特段の申し

出がないときは、期間満了の日から1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は連携事項の実施に向けた取組に当たり、知り得た機密情報及び関係者の個人情報を、相手方の了承を得ずに第三者へ開示、又は漏えいしてはならず、かつ、第1条に規定する目的以外に使用しないこととする。

2 甲及び乙は、本協定が第4条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も、前項による機密保持の義務を負う。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

2024年7月9日

甲：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事

塩田 康一

---

乙：東京都港区虎ノ門1丁目17番1号  
虎ノ門ヒルズビジネスタワー  
株式会社日立ハイテクネクサス 取締役社長

熊手 康一

---